

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	SENDAI 中央理容美容専門学校
設置者名	学校法人宮城中央学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
専門課程	理容科(本課コース)	夜・通信	53 単位 1,590 単位時間	6 単位 160 単位時間	
	美容科(本課コース)	夜・通信	53 単位 1,590 単位時間	6 単位 160 単位時間	
専門課程	理容科(美容修得者コース)	夜・通信	35 単位 1,050 単位時間	3 単位 80 単位時間	
(備考) 美容科(理容修得者コース)は募集したが入学希望者がいなかった為、令和6年度開設なし					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

https://www.mcg.ac.jp/school/

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	SENDAI 中央理容美容専門学校
設置者名	学校法人宮城中央学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

https://www.mcg.ac.jp/school/

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容や期待する役割
非常勤	自営業	令和3年7月1日～ 令和6年6月30日	理事長として本学園の最高責任者
非常勤	理容業 (理容組合副理事長)	令和3年7月1日～ 令和6年6月30日	理容組合との連携
非常勤	会社役員	令和3年7月1日～ 令和6年6月30日	一般企業経営の観点からの助言
非常勤	理容業	令和3年7月1日～ 令和6年6月30日	理容業代表としての視点からの助言
非常勤	美容業	令和3年7月1日～ 令和6年6月30日	美容業代表としての視点からの助言
非常勤	理容業	令和3年7月1日～ 令和6年6月30日	理容業代表としての視点からの助言
(備考)			

様式第 2 号の 3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	SENDAI 中央理容美容専門学校
設置者名	学校法人宮城中央学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p>	
<p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <p>カリキュラム委員会においてシラバス作成ガイドラインを策定し、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画を作成している。</p> <p>さらに、カリキュラム作成委員会で授業内容、教師、講師ごとの割当時間を検討し、担当科目・担当時数を設定し学科ごとの授業計画書を作成している。また、外部講師については、カリキュラム委員会の決定に基づき個々に面談をし、授業内容、担当時数について説明を行い、了承を得た上で担当科目を設定している。</p> <p>シラバス作成ガイドラインに沿って作成した各学科のシラバスは、4月に学生に示し、ホームページ上に公開している。</p>	
授業計画書の公表方法	https://www.mcg.ac.jp/school/
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p>	
<p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)</p> <p>[単位認定の基準]</p> <p>学則第 15 条 各課目において次の各号を満たした者は、その課目の単位を認めることとする。ただし、学納金が年度末までに未納の者については、その年度におけるすべての認定単位を取り消す。</p> <p>(1) 欠課時数が講義科目 1/3 以下、実習科目 1/5 以下の者を評価対象とする。 なお、評価対象者には、欠課時数分の補講を行う。</p> <p>(2) 成績評価各課目 100 点満点とし、60 点以上であること。 ただし、60 点未満の者は十分な復習後、追試験を行い 60 点を満たし、担当教員が認めた者。</p> <p>各教科では担当教員が、授業への取り組み、提出物、成果物、テスト等を点数化し、それぞれの割合を決め、年度末に 100 点満点で採点する。その結果が 60 点以上であれば単位を認定している。</p>	
<p>3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。</p>	

<p>(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>本校では、GPA 等の指標は設定しておらず、各教科の教員が 100 点満点でつけた点数をもって成績評価としている。</p> <p>各教科では担当教員が、授業への取り組み、提出物、成果物、テスト等を点数化し、それぞれの割合を決め、年度末に 100 点満点で採点する。その得点が 60 点以上であれば単位を認定している。また、合計得点により、ヒストグラムを作成し、学生の成績の分布状況を把握している。</p>	
客観的な指標の算出方法の公表方法	https://www.mcg.ac.jp/school/
<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p>	
<p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>[卒業認定の基準]</p> <p>学則第 16 条</p> <p>2 2 学年及び修得者コースの学生においては、次の各号を満たした者は、卒業認定会議に諮り卒業を認めることとする。</p> <p>(1) 別表一の課目の単位を全て取得していること。</p> <p>(2) 学納金が完納してあること。</p> <p>と学則で決めており、全教職員が出席する卒業認定会議において厳密に検討して卒業を認定している。</p>	
卒業の認定に関する方針の公表方法	https://www.mcg.ac.jp/school/

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	SENDAI 中央理容美容専門学校
設置者名	学校法人宮城中央学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://www.mcg.ac.jp/school/
収支計算書又は損益計算書	
財産目録	
事業報告書	
監事による監査報告（書）	

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
衛生		専門課程	理容科(本課程)	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2年	昼間	2,010 単位時間/単位	510 単位時間/ 単位	単位時間/ 単位	1,500 単位時間/ 単位	単位時間/ 単位	単位時間/ 単位
			2,010 単位時間/単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
40人		41人	人	6人	19人	25人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
<p>（概要）</p> <p>カリキュラム委員会においてシラバス作成ガイドラインを策定し、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画を作成している。</p> <p>さらに、カリキュラム作成委員会で授業内容、教師、講師ごとの割当時間を検討し、担当科目・担当時数を設定し学科ごとの授業計画書を作成している。また、外部講師については、カリキュラム委員会の決定に基づき個々に面談をし、授業内容、担当時数について説明を行い、了承を得た上で担当科目を設定している。</p> <p>シラバス作成ガイドラインに沿って作成した各学科のシラバスは、4月に学生に示し、ホームページ上に公開している。</p>
成績評価の基準・方法
<p>（概要）</p> <p>学則第15条 各課目において次の各号を満たした者は、その課目の単位を認めることとする。ただし、学納金が年度末までに未納の者については、その年度におけるすべての認定単位を取り消す。</p> <p>(1) 欠課時数が講義科目 1/3 以下、実習科目 1/5 以下の者を評価対象とする。 なお、評価対象者には、欠課時数分の補講を行う。</p> <p>(2) 成績評価各課目 100 点満点とし、60 点以上であること。 ただし、60 点未満の者は十分な復習後、追試験を行い 60 点を満たし、担当教員が認めた者。</p>

各教科では担当教員が、授業への取り組み、提出物、成果物、テスト等を点数化し、それぞれの割合を決め、年度末に100点満点で採点する。その結果が60点以上であれば単位を認定している。
卒業・進級の認定基準
(概要) 学則第16条 1 学年の学生においては、別表一の課目の単位をすべて取得している者は、進級認定会議に諮り進級を認めることとする。ただし、単位が認定されなかった課目が1課目のみである学生のうち、認定されなかった理由が欠課時数分の補講が不足していた者については、春期休業中に補講を行うことによって欠課時数が補える場合は、補講が終了した時点で進級を認めることとする。 2 2学年及び修得者コースの学生においては、次の各号を満たした者は、卒業認定会議に諮り卒業を認めることとする。 (1) 別表一の課目の単位をすべて取得していること。 (2) 学納金が完納してあること。
学修支援等
(概要) 寮奨学生制度(年間448,400円の免除) A 特待(1学年時の授業料半額免除) B 特待(入学金免除)

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
15人 (100%)	0人 (0%)	14人 (93.3%)	1人 (6.7%)
(主な就職、業界等) 全員が理容業界への就職である。			
(就職指導内容) 1 学年時：将来は理容のサロンへの就職をすることが第一の選択になることを意識させ、東京方面の研修旅行を実施し、興味あるサロンへの見学、訪問等を通して就職への意志を固めさせる。 2 学年時：4月より学生募集の案内を学生に自由に閲覧できるよう進路指導のブースを常時設置している。担当と学生が就職に関して常に相談できる体制をとっている。学生へ興味のあるサロンへの情報提供と学生の訪問を通して具体的に就職するサロンを決定していく。			
(主な学修成果（資格・検定等）) ジェルネイル検定、エステ等			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
34人	1人	2.9%

(中途退学の主な理由) 進路変更
(中退防止・中退者支援のための取組) 本校では、担任制度をとっており、担任と学生の信頼関係の構築に意を尽くしている。担任が学生に些細な変化に敏感に気づくことで早期のカウンセリングを実施することで、生活や友人関係などの悩み、経済的な相談等に親身にのり、保護者と連携して、退学の防止に努めている。また、通信課程への編入等を勧める場合もある。

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
衛生		専門課程	理容科(修得者コース)				
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
1年	昼間	1,050 単位時間/単位	120 単位時間/ 単位	単位時間/ 単位	930 単位時間/ 単位	単位時間/ 単位	単位時間/ 単位
			1,050 単位時間/単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
20人		7人	人	5人	4人	9人	

カリキュラム (授業方法及び内容、年間の授業計画)
(概要) カリキュラム委員会においてシラバス作成ガイドラインを策定し、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画を作成している。 さらに、カリキュラム作成委員会で授業内容、教師、講師ごとの割当時間を検討し、担当科目・担当時数を設定し学科ごとの授業計画書を作成している。また、外部講師については、カリキュラム委員会の決定に基づき個々に面談をし、授業内容、担当時数について説明を行い、了承を得た上で担当科目を設定している。 シラバス作成ガイドラインに沿って作成した各学科のシラバスは、4月に学生に示し、ホームページ上に公開している。
成績評価の基準・方法
(概要) 学則第15条 各課目において次の各号を満たした者は、その課目の単位を認めることとする。ただし、学納金が年度末までに未納の者については、その年度におけるすべての認定単位を取り消す。 (1) 欠課時数が講義科目 1/3 以下、実習科目 1/5 以下の者を評価対象とする。 なお、評価対象者には、欠課時数分の補講を行う。 (2) 成績評価各課目 100 点満点とし、60 点以上であること。 ただし、60 点未満の者は十分な復習後、追試験を行い 60 点を満たし、担当教員が認めた者。 各教科では担当教員が、授業への取り組み、提出物、成果物、テスト等を点数化し、それぞれの割合を決め、年度末に 100 点満点で採点する。その結果が 60 点以上であれば単位を認定している。
卒業・進級の認定基準
(概要) 学則第16条 2 2 学年及び修得者コースの学生においては、次の各号を満たした者は、卒業認定会議に諮り卒業を認めることとする。

(1) 別表一の課目の単位をすべて取得していること。 (2) 学納金が完納してあること。
学修支援等
(概要) 本校美容科からの進学者については入学金免除、本校過卒の者については、半額免除とする。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
11人 (100%)	0人 (0%)	9人 (81.8%)	2人 (18.2%)
(主な就職、業界等) 全員が理容業界への就職である。			
(就職指導内容) 4月より学生募集の案内を学生に自由に閲覧できるよう進路指導のブースを常時設置している。担当と学生が就職に関して常に相談できる体制をとっている。 学生へ興味のあるサロンへの情報提供と学生の訪問を通して具体的に就職するサロンを決定していく。			
(主な学修成果（資格・検定等）) ジェルネイル検定、エステ等			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
11人	0人	0%
(中途退学の主な理由)		
(中退防止・中退者支援のための取組) 本校では、担任制度をとっており、担任と学生の信頼関係の構築に意を尽くしている。担任が学生に些細な変化に敏感に気づくことで早期のカウンセリングを実施することで、生活や友人関係などの悩み、経済的な相談等に親身にのり、保護者と連携して、退学の防止に努めている。		

分野	課程名	学科名	専門士	高度専門士	
衛生	専門課程	美容科(本課コース)	○		
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類		
			講義	演習	実習
2年	昼間	2,010 単位時間/単位	510 単位時間/ 単位	1,500 単位時間/ 単位	2,010 単位時間/単位
生徒総定員数	生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数
230人	167人	人	11人	26人	37人

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）			
<p>（概要）</p> <p>カリキュラム委員会においてシラバス作成ガイドラインを策定し、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画を作成している。</p> <p>さらに、カリキュラム作成委員会で授業内容、教師、講師ごとの割当時間を検討し、担当科目・担当時数を設定し学科ごとの授業計画書を作成している。また、外部講師については、カリキュラム委員会の決定に基づき個々に面談をし、授業内容、担当時数について説明を行い、了承を得た上で担当科目を設定している。</p> <p>シラバス作成ガイドラインに沿って作成した各学科のシラバスは、4月に学生に示し、ホームページ上に公開している。</p>			
成績評価の基準・方法			
<p>（概要）</p> <p>学則第 15 条 各課目において次の各号を満たした者は、その課目の単位を認めることとする。ただし、学納金が年度末までに未納の者については、その年度におけるすべての認定単位を取り消す。</p> <p>(1) 欠課時数が講義科目 1/3 以下、実習科目 1/5 以下の者を評価対象とする。 なお、評価対象者には、欠課時数分の補講を行う。</p> <p>(2) 成績評価各課目 100 点満点とし、60 点以上であること。 ただし、60 点未満の者は十分な復習後、追試験を行い 60 点を満たし、担当教員が認めた者。</p> <p>各教科では担当教員が、授業への取り組み、提出物、成果物、テスト等を点数化し、それぞれの割合を決め、年度末に 100 点満点で採点する。その結果が 60 点以上であれば単位を認定している。</p>			
卒業・進級の認定基準			
<p>（概要）</p> <p>学則第 16 条 1 学年の学生においては、別表一の課目の単位をすべて取得している者は、進級認定会議に諮り進級を認めることとする。ただし、単位が認定されなかった課目が 1 課目のみである学生のうち、認定されなかった理由が欠課時数分の補講が不足していた者については、春期休業中に補講を行うことによって欠課時数が補える場合は、補講が終了した時点で進級を認めることとする。</p> <p>2 2 学年及び修得者コースの学生においては、次の各号を満たした者は、卒業認定会議に諮り卒業を認めることとする。</p> <p>(1) 別表一の課目の単位をすべて取得していること。</p> <p>(2) 学納金が完納してあること。</p>			
学修支援等			
<p>（概要）</p> <p>寮奨学生制度(年間 448,400 円の免除)</p> <p>A 特待(1 学年時の授業料半額免除)</p> <p>B 特待(入学金免除)</p>			

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
82 人 (100%)	6 人 (7.3%)	72 人 (87.8%)	4 人 (4.9%)

(主な就職、業界等) 概ね美容業界への就職である。
(就職指導内容) 1 学年時：将来は理容のサロンへの就職をすることが第一の選択になることを意識させ、東京方面の研修旅行を実施し、興味あるサロンへの見学、訪問等を通して就職への意志を固めさせる。 2 学年時：4月より学生募集の案内を学生に自由に閲覧できるよう進路指導のブースを常時設置している。担当と学生が就職に関して常に相談できる体制をとっている。学生へ興味のあるサロンへの情報提供と学生の訪問を通して具体的に就職するサロンを決定していく。
(主な学修成果(資格・検定等)) ジェルネイル検定、エステ等
(備考) (任意記載事項)

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
172人	14人	8.1%
(中途退学の主な理由) 進路変更		
(中退防止・中退者支援のための取組) 本校では、担任制度をとっており、担任と学生の信頼関係の構築に意を尽くしている。担任が学生に些細な変化に敏感に気づくことで早期のカウンセリングを実施することで、生活や友人関係などの悩み、経済的な相談等に親身にのり、保護者と連携して、退学の防止に努めている。また、通信課程への編入等を勧める場合もある。		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考(任意記載事項)
理容科 本課コース	100,000円	560,000円	300,000円	その他は実習費130,000円 施設維持費150,000円、冷暖房費20,000円
美容科 本課コース	100,000円	560,000円	300,000円	その他は実習費130,000円 施設維持費150,000円、冷暖房費20,000円
理容科 修得者コース	100,000円	450,000円	320,000円	その他は実習費200,000円 施設維持費100,000円、冷暖房費20,000円
美容科 修得者コース	100,000円	450,000円	320,000円	その他は実習費200,000円 施設維持費100,000円、冷暖房費20,000円
修学支援(任意記載事項)				
本課コースでは、寮奨学生制度(年間448,400円の免除)、A特待(1学年時の授業料半額免除)、B特待(入学金免除)がある。 修得者コースでは、本校理・美容科からの進学者については入学金は免除、本校過卒者については半額免除とする。				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.mcg.ac.jp/school/		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制)		
学校関係者として、理・美容分野の関係団体の関係者及び店舗実務者、高等学校関係者、保護者、卒業生による学校関係者評価委員会を設置し、それぞれの実務で得た知見に基づき、教育目標や教育環境等について評価し、その評価結果を次年度の教育活動及び学校運営の改善の参考とする。学校関係者評価委員会は年1回開催する。 評価項目、教育理念・目標、学校運営、教育活動、学修成果、学生支援、教育環境、学生の受入募集、法令等の遵守等		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
理容室オーナー	令和5年4月 ～令和7年3月	理容業
美容室オーナー	令和5年4月 ～令和7年3月	美容業
同窓会長	令和5年4月 ～令和7年3月	卒業生
高等学校教員	令和5年4月 ～令和7年3月	高等学校関係者
PTA 会長	令和5年4月 ～令和7年3月	保護者
学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.mcg.ac.jp/school/		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.mcg.ac.jp/school/
--

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード (13桁)	H104391020016
学校名 (〇〇大学 等)	SENDAI 中央理容美容専門学校学校
設置者名 (学校法人〇〇学園等)	学校法人宮城中央学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者 (家計急変による者を除く)		54人	47人	56人
内訳	第Ⅰ区分	29人	27人	
	第Ⅱ区分	12人	-	
	第Ⅲ区分	13人	-	
	第Ⅳ区分	0人	0人	
家計急変による支援対象者 (年間)				0人
合計 (年間)				56人
(備考)				

※ 本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号、第4号に掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期	
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	人	0人	0人	
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあつては、履修科目の単位時間数が標準時間数の5割以下)	人	0人	0人	
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況	人	0人	0人	
「警告」の区分に連続して該当	人	0人	0人	
計	人	0人	0人	
(備考)				

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であつて、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑つて認定の効力を失つた者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	人	前半期	0人	後半期	0人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	-
3月以上の停学	0人
年間計	-
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数の6割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の6割以下)	人	0人	0人
GPA等が下位4分の1	人	0人	0人
出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況	人	0人	0人
計	人	0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。